

船舶事故調査報告書

令和2年6月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和元年11月27日 08時10分ごろ船長の家族が船長から素潜り漁に行く旨を聞いて自宅を出た以降の出港時刻～22時33分ごろの間）
発生場所	不明（沖縄県金武町金武岬周辺）
事故の概要	漁船つばさ丸は、素潜り漁の準備作業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和元年12月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 つばさ丸、0.7トン ON3-590050（漁船登録番号）、個人所有 5.58m（Lr）×1.65m×0.70m、FRP ガソリン機関（船外機）、36.80kW、昭和53年10月30日 第296-24736号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年8月17日 免許証交付日 平成28年12月16日 （令和2年10月18日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、令和元年11月27日08時10分ごろ船長の家族が船長から素潜り漁に行く旨を聞いて自宅を出た後、船長が1人で乗り組み、素潜り漁の目的で、沖縄県金武町所在の宿泊体験施設（以下「宿泊施設」という。）東側にある船溜まりを出港した。 船長の家族は、20時44分ごろ、ふだん帰宅する時間帯に船長が帰宅していなかったため、118番通報を行った。 本船は、22時33分ごろ、金武岬北方1,600m付近の海上に

	<p>において、無人の状態では漂流しているところを海上保安庁の航空機により発見され、翌日、陸揚げされた。</p> <p>船長は、28日13時52分ごろ、沖縄県うるま市宮城島西岸において、うつ伏せの状態では漂流しているところを海上保安庁の航空機により発見された。</p> <p>船長は、医師により溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 船長の行動等</p> <p>船長は、15～16年前から素潜り漁を始め、漁業協同組合には所属しておらず、1人で行っていた。</p> <p>船長は、ふだん、素潜り漁を行う際、12時00分ごろに宿泊施設東側にある船溜まりを出港していたが、本事故当日、船長が出港するところを目撃している者がおらず、船長の家族も出港する時刻を聞いていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、素潜り漁に2時間程度従事した後、船内で漁獲物を整理するなどしてから帰港しており、自宅を出てから遅くとも4時間以内には帰宅していた。</p> <p>(2) 本事故当日の状況</p> <p>船長は、腰痛や喘息等の持病があったものの、海上が平穏で体調に問題がない時に出漁しており、本事故当日、体調の不良を訴えていなかった。</p> <p>船長の家族は、11月27日16時00分ごろ、宿泊施設東側にある船溜まり付近で、船長が運転していた自家用車がトレーラーを繋いだままの状態であったことを確認したが、本船は帰港しておらず、18時00分ごろ船長が帰宅していないことを知り、19時30分ごろ船長の携帯電話に連絡したが応答がなく、19時40分ごろ、船長が帰宅した様子がなかったため、船長に異変があったのではないかと考えた。</p> <p>(3) 本事故後の船長及び本船の状況</p> <p>船長は、素潜り漁を行う際、ウェットスーツを着用し、顔にはゴーグル及びシュノーケル、腰にはおもり、手には軍手、足にはフィンをそれぞれ装着し、槍を持って素潜り漁を行っており、本事故後に発見された際、ウェットスーツ、おもり、軍手及びフィンを身に付けていた。</p> <p>また、船内には、ゴーグル、シュノーケル、槍及び携帯電話が残されていた。</p> <p>船長の家族は、本船が陸揚げされた際、本船の損傷等について、他船との衝突や乗揚げ等による損傷がないこと、船内に損傷や血痕の付着がないこと、本船の右舷中央部舷縁に昇降用の脚立が掛けられたままの状態を確認していた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、08時10分ごろ船長の家族が船長から素潜り漁に行く旨を聞いて自宅を出た以降に船溜まりを出港した後、22時33分ごろ金武岬北方沖で無人の状態に漂流しているところを発見されたことから、この間において、船長が落水して溺死したものと推定される。</p> <p>本船は、船内にゴーグル、シュノーケル、槍及び携帯電話が残されていたこと、他船との衝突や乗揚げ等による損傷がないこと、船内の損傷や血痕の付着がないこと、及び右舷中央部舷縁に昇降用の脚立が掛けられたままの状態であったことから、船長が素潜り漁の準備作業中であった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、船溜まりを出港した後、船長が落水して溺死したことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素潜り漁を行う際は、できるだけ複数人で漁を行うことが望ましい。 ・素潜り漁を行う者は、位置情報などを発信するPLB（携帯用位置指示無線標識）を耐圧防水ケースに入れて携帯することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

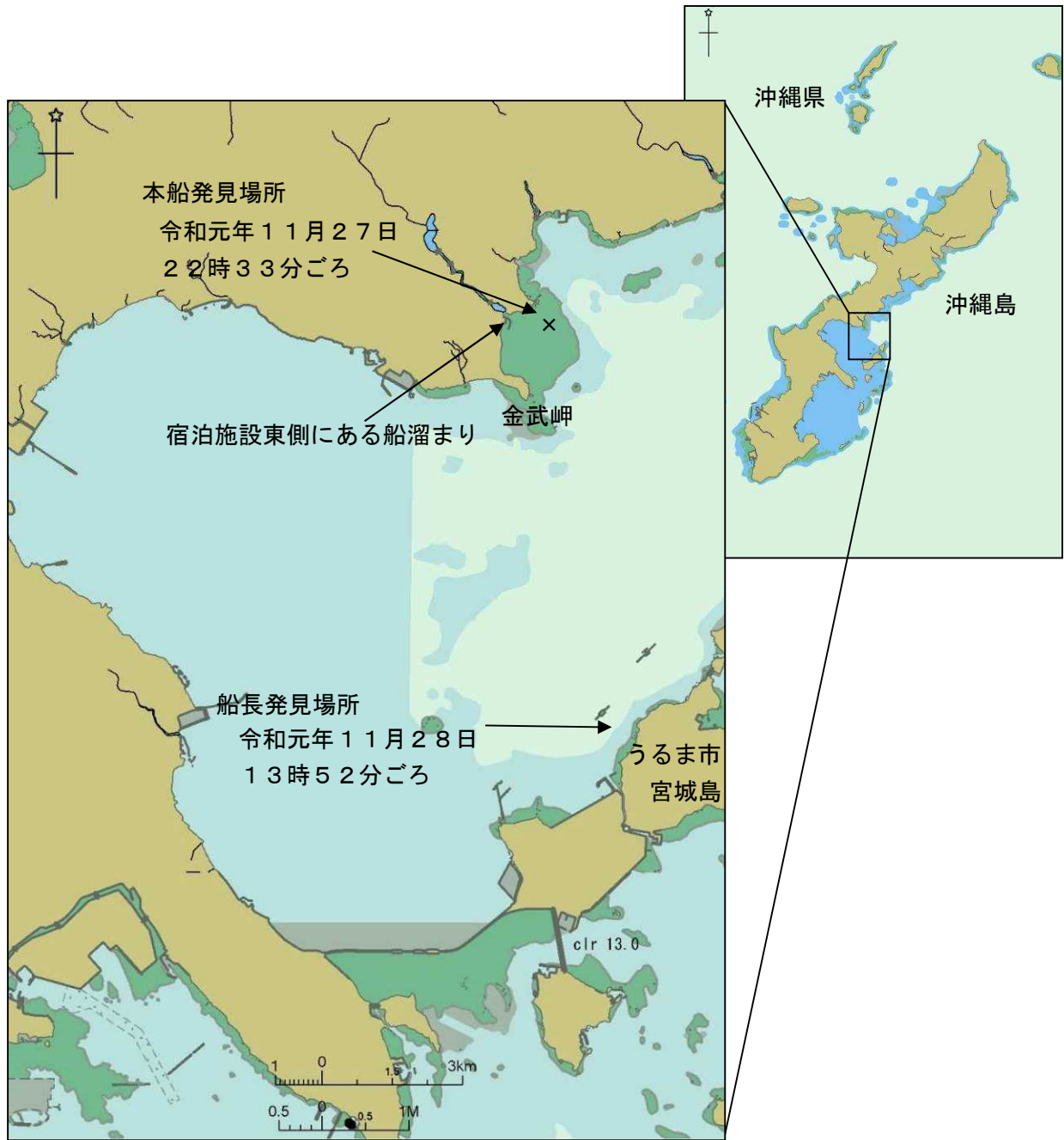


写真1 本船

